

路外駐車場の設置・変更等の 届出に関する手引き



令和7年6月
高山市

目 次

1. 路外駐車場設置（変更）の基準や届出について	1
2. 届出手続きの流れ	3
3. 駐車場管理規程について	4
4. 供用時間等の明示義務について	4
5. 駐車場法・バリアフリー新法の罰則規定等	4
6. 駐車場整備に関する配慮事項	5
7. 参考法令等	
①駐車場法（抜粋）	6
②駐車場法施行令（抜粋）	9
③駐車場法施行規則（抜粋）	11
④道路交通法（抜粋）	12
⑤建築基準法（抜粋）	12
⑥高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抜粋） （バリアフリー新法）	13
⑦高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抜粋）	17
⑧高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抜粋）	23
⑨移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（抜粋）	23
⑩犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針（抜粋）	24
⑪岐阜県「妊婦・乳幼児連れ駐車場」マーク使用取扱要領	25
⑫妊婦・乳幼児連れ駐車場利用等に係るガイドライン	25

別紙

「路外駐車場関係 記載要領・様式・チェック表」

1. 路外駐車場設置（変更）の基準や届出について

（１）路外駐車場とは

道路上以外に設置される自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含む。以下同じ。）の駐車場（建築物である駐車場、建築物又はその敷地に設けられる駐車場を含む。）で、不特定多数の人が利用できる一般公共用の駐車場をいいます。〔駐車場法第 2 条（以下「法」という。）〕

したがって、一般的な時間貸し駐車場だけでなく、駐車スペース（駐車マス）を固定しない定期（月極）駐車場や商業施設や病院等の無料駐車場も該当しますが、次のような駐車場は、利用者が限定あるいは特定される駐車場ですので、路外駐車場に該当しません。

- ① 番号やプレート等で契約者の駐車スペースを固定した定期（月極）契約のみを扱う駐車場
- ② 建築物に附置され、その建築物の関係者など特定の人以外は利用できない駐車場

（２）構造及び設備について一定の技術的基準に適合しなければならない路外駐車場とは

駐車スペース（駐車マス）の面積の合計が 500 m²以上の路外駐車場を設置する場合は、駐車場法施行令その他の法令に定める構造、設備の技術基準に適合しなければなりません。〔法第 11 条〕

駐車スペースの面積の合計は、自動車を駐車し、格納する部分の面積の合計であり、車路や自動車用エレベーター等の部分は除外しますが、構造上車路と駐車スペースの区分が判然としない場合は合算します。また、特殊装置（エレベーター等の機械式）を用いる駐車場は、各パレット（台車）の面積に駐車台数を掛けて算出します。

（３）特定路外駐車場とは

駐車スペース（駐車マス）の面積の合計が 500 m²以上の路外駐車場であり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの（建築物である駐車場、建築物又はその敷地に設けられる駐車場を除く。）をいいます。特定路外駐車場を設置する場合、または既設の駐車場を変更した結果、特定路外駐車場にあてはまることとなる場合は、国土交通省令で定める構造、設備の技術基準（路外駐車場移動等円滑化基準）に適合しなければなりません。〔高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）第 11 条〕

（４）届出が必要な路外駐車場とは

高山市内において、次の条件に該当する駐車場を新たに設置する場合、または既設の駐車場を変更した結果、次の条件に該当することとなる場合は、あらかじめ高山市長に届け出る必要があります。また、既に届け出てある事項を変更しようとする場合も同様です。〔法第 12 条〕

都市計画区域内である場合

駐車スペース（駐車マス）の面積の合計が 500 m²以上の路外駐車場であり、利用者から駐車料金を徴収する。

（建築物であるもの、建築物又はその敷地に設けられるものを含む）

都市計画区域外である場合

特定路外駐車場 ※（３）参照

（建築物であるもの、建築物又はその敷地に設けられるものを除く）

(5) 駐車場管理規程の届出

路外駐車場設置の届出が必要な場合は、当該路外駐車場の運営の基本となる駐車場管理規程を定め、供用開始後 10 日以内に高山市長に届け出る必要があります。また、既に届け出てある駐車場管理規程を変更しようとする場合も同様です。〔法第 13 条〕

(6) 届出の事務手続

○届出手続きの流れ ※P3 参照

- ① 路外駐車場の設置・必要書類等について事前打合せ（着工前）
- ② 届出に必要な書類を正副 2 部作成し提出（もしくはメールにてデータ提出）
Email:toshikeikaku@city.takayama.lg.jp
- ③ 駐車場の現地検査
- ④ 検査の結果等に基づき、受理印を押印した届出書（副）1 部（メール提出の場合、受理印を押印した届出書の pdf データ）を返却
（ただし、是正が必要な場合等はその措置が講じられるまで返却できない場合あり）
※既に届け出てある事項を変更しようとする場合も同様に、正副 2 部またはデータで必要書類を作成し提出

○新設の際の必要書類 ※別紙「記載要領・様式・チェック表」を参照

〔都市計画区域内である場合〕

ア. 路外駐車場設置届出書
（添付図面等を含む）

イ. バリアフリー新法第 12 条第 1 項ただし書に基づく、
路外駐車場設置届出書に添付する書面
ウ. 路外駐車場管理規程届出書及び管理規程

〔都市計画区域外である場合〕

エ. 特定路外駐車場設置届出書
（添付図面等を含む）

○届出後に変更があった際の必要書類

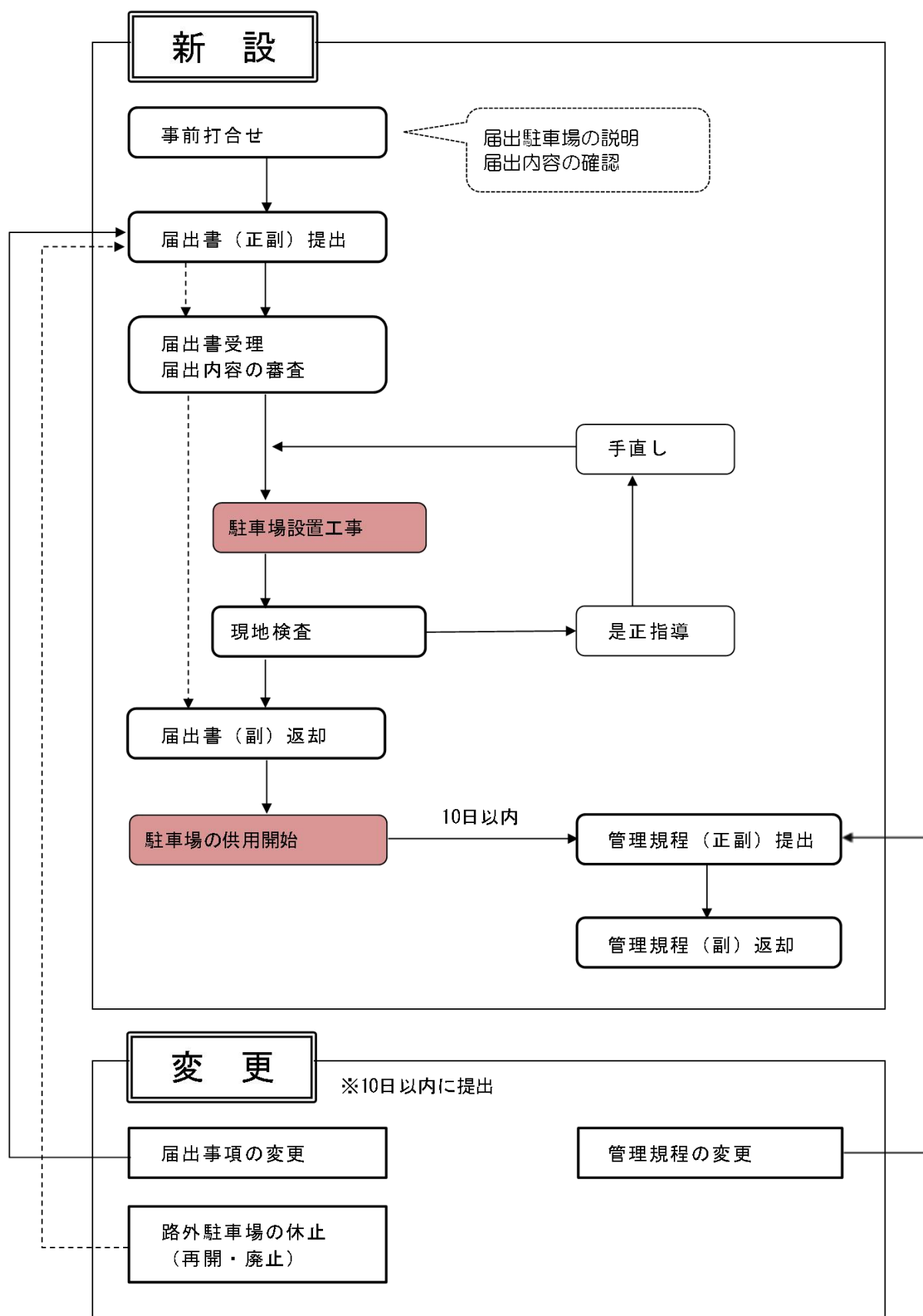
- オ. ア、イ、エの変更届出書：施設の増改築、駐車台数を変更する場合など
（変更事項について、赤字で記入し、添付図面等は変更事項に係るもののみを添付）
- カ. 路外駐車場管理規程変更届出書：駐車料金、営業時間、管理法人を変更する場合など
（変更前を黒字、変更後を赤字で併記した管理規程及び変更後の管理規程を添付）
- キ. 路外駐車場休止（再開、廃止）届出書：駐車場を休止、再開又は廃止する場合

(7) 駐車場法施行令第 7 条第 2 項に規定する国土交通大臣の認定

駐車スペース（駐車マス）の面積の合計が 500 m²以上の路外駐車場の出入口を以下の場所に設けることは原則できません。やむを得ず設ける場合は、国土交通大臣の認定が必要となりますので、まずは高山市都市計画課までご相談ください。

- ・ 道路交通法第 44 条第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号に掲げる道路の部分
（同条第 1 号に掲げる道路の部分にあつては、交差点の側端及びトンネルに限る。）
- ・ 橋
- ・ 幅員が 6 m 未満の道路

2. 届出手続きの流れ



3. 駐車場管理規程について

別紙「記載要領・様式・チェック表」の「駐車場管理規程（例）」は一例ですので、個々の実状に応じて、加除して定めてください。ただし、駐車場法第 13 条（必須の記載事項）、第 15 条（管理者の責務）、第 16 条（損害賠償の責任）、同法施行令第 16 条（駐車料金）並びに同法施行規則第 2 条及び第 3 条（路外駐車場に関する管理規程）の規定を満たしたものとする必要があります。

また、駐車場に車両を放置し、特に連絡もなく車両を引き取らない、いわゆる長期滞留車の対処のためにも、その取り扱い等を含めた駐車場事業者と駐車場利用者の契約関係を管理規程で明確にしておくことが重要です。

なお、無用なトラブルを避けるためにも、駐車場内への掲出や駐車券への印刷により、駐車場利用者に管理規程を明示しておくことが望まれます。

4. 供用時間等の明示義務について

届出が必要な路外駐車場には、駐車場利用者の見やすい場所に駐車場の供用時間や駐車料金を明示しなければなりません。〔令第 17 条〕

また、駐車場の入口等には自動二輪車の駐車の可否や駐車できる自動車の大きさ等について、駐車場利用者に分かりやすいように明示してください。ただし、「外車お断り」等の正当な理由のない入庫拒否や、管理者側の責任をすべて否定するような「駐車場内での事故、盗難等については一切の責任を負わない。」といった表現は、駐車場法に抵触するため適切ではありません。〔法第 15 条、第 16 条〕

その他、車椅子使用者用駐車スペースには、その旨を駐車場利用者の見やすい場所に明示しなければなりません。〔バリアフリー新法第 11 条等〕

5. 駐車場法・バリアフリー新法の罰則規定等

路外駐車場の設置については、駐車場法や同法施行令、バリアフリー新法等により一定の構造及び設備に関する基準や届出手続き等が規定されており、設置者がこれらに違反した場合は、是正命令、供用停止命令及び罰金刑が科せられる場合があります。

路外駐車場の設置等にあたっては、法令に違反することのないように十分注意してください。

6. 駐車場整備に関する配慮事項

高山市駐車場整備計画（抜粋）

駐車場の配置方針

- ①一定規模以上の路外駐車場については、駐車場法に規定する届出制度により構造及び設備の基準等を満たすよう指導する
- ②障がい者や高齢者、妊婦、ベビーカー使用者等のための専用・優先スペースの設置や段差の無い広い通路の確保などユニバーサルデザインに十分配慮する
- ③駐車場（全般）に関して、町並み景観や周辺環境に配慮しつつ、市の景観計画の景観重点区域に指定されている地区においては、生垣や板塀設置への補助事業を実施する
- ④防音壁、植栽などにより防音対策に努める
- ⑤排ガスが近隣の民家等に向かないよう駐車区画の配置、向きに配慮する
- ⑥街路灯への新エネルギー設備やLEDなどの省エネルギー機器の導入に努める
- ⑦照明の確保や周囲からの見通しの確保など構造、設備について犯罪の防止に努める

防犯への配慮 岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（抜粋）

（犯罪の防止に配慮した道路等の整備等）

第十八条 道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路等の整備を促進するため、道路等を設置し、又は管理する者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、公安委員会と協議して、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を策定するものとする。（P23 及び下記リンク参照）

○岐阜県 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shohi-seikatsu/bohan/11260/index_21104.data/dourosisin.pdf

（担当 岐阜県環境生活部県民生活課）

妊婦・ベビーカー使用者への配慮

○岐阜県「妊婦・乳幼児連れ駐車場」マーク使用取扱要領（P24 及び下記リンク参照）

https://kosodate.pref.gifu.lg.jp/?act=parking_about

○岐阜県 妊婦・乳幼児連れ駐車場に係るガイドライン（P25 及び下記リンク参照）

https://kosodate.pref.gifu.lg.jp/?act=parking_guideline

※設置を届出ることにより県ホームページに掲載される

（担当 岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課）

7. 参考法令等

①駐車場法（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限って設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 三 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。
- 四 自動車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。
- 五 駐車 道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条の二 国及び地方公共団体は、自動車の駐車のための施設の需要に応じ、自動車の駐車のための施設の総合的かつ計画的な整備の推進を図られるよう努めなければならない。

第二章 駐車場整備地区

（駐車場整備地区）

第三条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の商業地域（以下「商業地域」という。）、同号の近隣商業地域（以下「近隣商業地域」という。）、同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の準住居地域若しくは同号の準工業地域（同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の準住居地域又は同号の準工業地域にあつては、同項第二号の特別用途地区で政令で定めるものの区域内に限る。）内において自動車交通が著しくふくそうする地区又は当該地区の周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域については、都市計画に駐車場整備地区を定めることができる。

- 2 駐車場整備地区に関する都市計画を定め、又はこれに同意しようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事にあつては都道府県公安委員会の、国土交通大臣にあつては国家公安委員会の意見を聴かなければならない。

（駐車場整備計画）

第四条 駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合においては、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画（以下「駐車場整備計画」という。）を定めることができる。

- 2 駐車場整備計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する基本方針
 - 二 路上駐車場及び路外駐車場の整備の目標年次及び目標量
 - 三 前号の目標量を達成するために必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施策
 - 四 地方公共団体の設置する路上駐車場で駐車場整備地区内にある路外駐車場によつては満たされない自動車の駐車需要に応ずるため必要なものの配置及び規模並びに設置主体
 - 五 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要
- 3 市町村は、駐車場整備計画を定めようとする場合においては、前項第四号に掲げる事項について、あらかじめ、都道府県と協議するとともに関係のある道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者（同法第八十八条第二項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路にあつては、国土交通大臣）をいう。以下同じ。）及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村は、駐車場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、第二項第四号に掲げる事項について関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、駐車場整備計画の変更について準用する。

（地方公共団体の責務）

第四条の二 地方公共団体は、駐車場整備計画の達成のため、路上駐車場及び路外駐車場の整備に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章 路外駐車場

(駐車場整備地区内の路外駐車場の整備)

第十条 国土交通大臣、都道府県又は市町村は、駐車場整備地区に関する都市計画を定めた場合においては、その地区内の長時間の自動車の駐車需要に応ずるために必要な路外駐車場に関する都市計画を定めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の都市計画に基づいて、路外駐車場の整備に努めなければならない。

(構造及び設備の基準)

第十一条 路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

(設置の届出)

第十二条 都市計画法第四条第二項の都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(管理規程)

第十三条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事等に届け出なければならない。

2 前項の管理規程には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 路外駐車場の名称
- 二 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- 三 路外駐車場の供用時間に関する事項
- 四 駐車料金に関する事項
- 五 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。

4 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。

(休止等の届出)

第十四条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも、また同様とする。

(路外駐車場管理者の責務)

第十五条 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。

2 路外駐車場管理者は、管理規程に従つて路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築基準法第八条の規定によるほか、その路外駐車場の構造及び設備を第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

第十六条 路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができない。

(助成措置)

第十七条 都市計画において定められた路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項の都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第三十三条第一項又は都市公園法第七条第一項の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理者又は都市公園法第五条第一項の公園管理者は、それぞれこれらの法律による占用の許可を与えるものとする。

2 国は、都市計画において定められた路外駐車場を設置する地方公共団体その他の者に対し、その設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。

(立入検査等)

第十八条 都道府県知事等は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（是正命令）

第十九条 都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。

第五章 建築物における駐車施設の附置及び管理

（建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置）

第二十条 地方公共団体は、駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、延べ面積が二千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、延べ面積が当該規模以上の建築物について増築をし、又は建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）を設けなければならない旨を定めることができる。劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの（以下「特定用途」という。）に供する部分のある建築物で特定用途に供する部分（以下「特定部分」という。）の延べ面積が当該駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の道路及び自動車交通の状況を勘案して条例で定める規模以上のものを新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対しては、当該新築又は増築後の当該建築物の延べ面積が二千平方メートル未満である場合においても、同様とする。

2 地方公共団体は、駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域（以下「周辺地域」という。）内で条例で定める地区内、又は周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であつて自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内若しくは自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区内において、特定部分の延べ面積が二千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。

3 前二項の延べ面積の算定については、同一敷地内の二以上の建築物で用途上不可分であるものは、これを一の建築物とみなす。

（建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置）

第二十条の二 地方公共団体は、前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内において、建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が一定規模（同条第一項の地区又は地域内のものにあつては特定用途について同項に規定する条例で定める規模、同条第二項の地区内のものにあつては同項に規定する条例で定める規模をいう。以下同じ。）以上となるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法第二条第十四号又は第十五号に規定するものをいう。以下同じ。）をしようとする者又は特定部分の延べ面積が一定規模以上の建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。

2 前条第三項の規定は、前項の延べ面積の算定について準用する。

（駐車施設の管理）

第二十条の三 地方公共団体は、第二十条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定に基づく条例で定めるところにより設けられた駐車施設の所有者又は管理者に対し、条例で当該駐車施設をその設置の目的に適合するように管理しなければならない旨を定めることができる。

第六章 雑則

（権限の委任）

第二十条の四 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その

全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第七章 罰則

第二十一条 第十九条の規定による都道府県知事等の命令に従わなかった者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

②駐車場法施行令（抜粋）

第二章 路外駐車場 第一節 構造及び設備の基準

（適用の範囲）

第六条 この節の規定は、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものに適用する。

（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）

第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。

イ 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分

ロ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から五メートル以内の道路の部分

ハ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）

ニ 橋

ホ 幅員が六メートル未満の道路

ヘ 縦断勾配が十パーセントを超える道路

二 路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

三 自動車の駐車のために供する部分の面積が六千平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って十メートル以上とすること。

四 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、一・五メートル以上とすること。

五 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分（特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。） 一・三メ

メートル

ロ その他の路外駐車場又はその部分 二メートル

2 前項第一号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分（当該道路又はその部分以外の同号イからへまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。）に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一 道路交通法第四十四条第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる道路の部分（同条第一号に掲げる道路の部分にあつては、交差点の側端及びトンネルに限る。）

二 橋

三 幅員が六メートル未満の道路

3 国土交通大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、自動車の出口又は入口を同項第一号に掲げる道路の部分（トンネルを除く。）又は同項第三号に掲げる道路に設ける場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、その他の場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項第二号から第五号までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。

（車路に関する技術的基準）

第八条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち車路に関するものは、次のとおりとする。

一 自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。

二 自動車の車路の幅員は、イからへまでに掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、当該イからへまでに定める幅員とすること。

イ 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 二・七五メートル（前条第一項第五号イに掲げる路外駐車場の車路又はその部分（以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。）の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、一・七五メートル）以上

ロ 一方通行の自動車の車路又はその部分（イに掲げる車路の部分を除く。） 三・五メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、二・二五メートル）以上

ハ その他の自動車の車路又はその部分 五・五メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、三・五メートル）以上

三 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）である路外駐車場の自動車の車路にあつては、次のいずれにも適合する構造とすること。

イ はり下の高さは、二・三メートル以上であること。

ロ 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。）は、自動車を五メートル以上の内法半径で回転させることができる構造（自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車を三メートル以上の内法半径で回転させることができる構造）であること。

ハ 傾斜部の縦断勾配は、十七パーセントを超えないこと。

ニ 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

（駐車用の供する部分の高さ）

第九条 建築物である路外駐車場の自動車の駐車用の供する部分のはり下の高さは、二・一メートル以上でなければならない。

（避難階段）

第十条 建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車用の供する部分を設けるときは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項若しくは第二項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。

（防火区画）

第十一条 建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備をいう。）によつて区画しなければならない。

（換気装置）

第十二条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積一平方メートルにつき毎時十四立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。

（照明装置）

第十三条 建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。

- 一 自動車の車路の路面 十ルクス以上
- 二 自動車の駐車のために供する部分の床面 二ルクス以上

（警報装置）

第十四条 建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。

（特殊の装置）

第十五条 この節の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

第二節 駐車料金等

（駐車料金の額の基準）

第十六条 法第十三条第三項の駐車料金の額の基準は、次のとおりとする。

- 一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。
- 二 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。
- 三 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

（供用時間等の明示）

第十七条 法第十二条に規定する路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。

③駐車場法施行規則（抜粋）

（路外駐車場に関する届出書及び添付図面）

第一条 駐車場法（以下「法」という。）第十二条の規定による届出は、別記様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

- 一 路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図
- 二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図
 - イ 路外駐車場の区域
 - ロ 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。）
 - ハ 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令（以下「令」という。）第七条第一項に規定する道路の部分及び橋
- 三 建築物である路外駐車場にあっては、縮尺二百分の一以上の各階平面図並びに二面以上の立面図及び断面図

（路外駐車場に関する管理規程）

第二条 法第十三条第二項第三号の路外駐車場の供用時間に関する事項は、休業日並びに一日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めなければならない。

2 法第十三条第二項第四号の駐車料金に関する事項のうち駐車料金の額は、上限額をもって定めなければならない。

3 法第十三条第二項第五号の路外駐車場の供用契約に関する事項は、路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。

第三条 法第十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車
- 二 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

（特殊装置認定の基準）

第四条 国土交通大臣は、令第十五条に規定する特殊の装置（以下「特殊装置」という。）であって、構造及び設備並びに安全性を確保するために必要な機能（以下「安全機能」という。）について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、同条の規定に基づき、令第二章第一節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めるものとする。

- 2 前項の場合において、特殊装置が、その安全機能について認証を受けたものであるときは、当該特殊装置については、前項の国土交通大臣が定める基準のうち安全機能に係る部分に適合しているものとみなす。

（権限の委任）

第二十二条 法及び令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第四条第三項の規定により意見を述べ、及び同条第四項の規定による通知を受理すること。
- 二 令第七条第二項の規定により認定をし、並びに同条第三項の規定により道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、並びに道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴くこと。
- 三 令第十五条の規定により認定をすること。

④道路交通法（抜粋）

第三章 車両及び路面電車の交通方法

第九節 停車及び駐車

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

- 一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- 二 交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分
- 三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分
- 四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分
- 五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）
- 六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき。
- 二 旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。第四十九条の三第一項において同じ。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき（当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。）。

⑤建築基準法（抜粋）

第一章 総則

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

⑥高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抜粋） （バリアフリー新法）

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 四 高齢者障害者等用施設等 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であつて、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるものをいう。
- 五 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
 - ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第二十六号ハにおいて同じ。）
 - ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
 - ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三十六号）によるバスターミナル事業を営む者
 - ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）による一般旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの並びに日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営むものを除く。次号ニにおいて同じ。）及び旅客不定期航路事業を営む者
 - ヘ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）
 - ト イからヘまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの
- 六 旅客施設 次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
 - イ 鉄道事業法による鉄道施設
 - ロ 軌道法による軌道施設
 - ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル
 - ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）
 - ホ 航空旅客ターミナル施設
- 七 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。
- 八 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあつては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためこれらの事業の用に供する自動車にあつては高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。
- 九 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 十 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。
- 十一 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和三十三年法律第六号）第十二条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項の都市計画区域外において特定路

外駐車場を設置する者をいう。

十二 旅客特定車両停留施設 道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

十三 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（道路法第二条第二項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。））、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であつて、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

十四 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。

十五 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。

十六 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

十七 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。

十八 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十九 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であつて、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

二十 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

二十一 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

二十二 所管行政庁 建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

第二章 基本方針等

（施設設置管理者等の責務）

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の責務）

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）

第十一条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第五十三条第二項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場について、高齢者、障害者等に対し、こ

これらの者が当該新設特定路外駐車場を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するように努めなければならない。

- 6 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定路外駐車場における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（以下この条において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。
- 5 建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するように努めなければならない。
- 7 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新築特別特定建築物における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

（特別特定建築物に係る基準適合命令等）

第十五条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 国、都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。
- 3 所管行政庁は、前条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築主等の努力義務等）

第十六条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

第六章 雑則

（報告及び立入検査）

第五十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事

業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。
- 5 所管行政庁は、認定協定建築主等に対し、第二十二条の二第四項の認定を受けた計画（同条第五項において準用する第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。
- 6 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 7 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第五十四条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第二項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣とする。

- 2 第九条、第九条の二第一項、第九条の三から第九条の五まで、第九条の七、第二十二条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において読み替えて準用する第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条、第二十四条の六第四項及び第五項、第二十九条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十四条の二第七項及び第八項（これらの規定を同条第十項並びに第二十五条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。）における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣とする。
- 3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第三十条における主務省令は、総務省令とし、第三十六条第二項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。
- 4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第七章 罰則

第五十九条 第九条第三項、第十二条第三項又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十八条第四項の規定による命令に違反した者
- 三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条の四の規定による提出をしなかった者
- 二 第九条の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者
- 二 第二十四条の六第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者
- 三 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二 第五十三条第四項又は第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

⑦高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抜粋）

（特定建築物）

第四条 法第二条第十八号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）第四百三十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十八 工場
- 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 二十 自動車の停留又は駐車のための施設
- 二十一 公衆便所
- 二十二 公共用歩廊

（特別特定建築物）

第五条 法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十四条及び第二十六条第三項第一号において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場

- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊

（建築物特定施設）

第六条 法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- 四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（第十五条において「劇場等」という。）の客席
- 八 ホテル又は旅館の客室
- 九 敷地内の通路
- 十 駐車場
- 十一 その他国土交通省令で定める施設

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第七条 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十七条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等）

第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項、第九条第一項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第二項並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第九条第一項
 - 二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条第一項及び第十条
 - 三 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第三条及び第十一条第一項
- 2 法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。
- 一 鉄道事業法第九条第三項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第十二条第二項
 - 二 軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第二項及び軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）第一条第十項
 - 三 自動車ターミナル法第十一条第三項

（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模）

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。次条第二項において同じ。）の合計二千平方メートル（第五条第十八号に掲げる公衆便所（次条第二項において「公衆便所」という。）にあっては、五十平方メートル）とする。

（建築物移動等円滑化基準）

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。）は、次条から第二十五条までに定めるところによる。

2 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物（公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十六条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。）についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第二十条及び第二十五条に定めるところによる。

（廊下等）

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（階段）

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 踊場を除き、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（便所）

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの者が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階（当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数（床面積が一万平方メートルを超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数）以上設けるものでなければならない。

- 2 前項の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上（当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上）に、車椅子使用者用便房（車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。）を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上。以下この項において同じ。）設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階（第十九条第一項第一号及び第二項第五号イにおいて「地上階」という。）であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。
- 4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち一以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

（敷地内の通路）

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 段がある部分は、次に掲げるものであること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
 - ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 三 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
 - ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

（駐車場）

第十八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

- 一 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
 - 二 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数
- 2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
 - 二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

（移動等円滑化経路）

第十九条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十六条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

- 二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）
 - 三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）
 - 四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）
- 2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
 - 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
 - ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
 - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
 - ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。
 - ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
- 五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
- イ 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
 - ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ハ 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
 - ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。
 - ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
 - ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
 - チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。
 - (1) 籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。
 - (2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
 - リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
 - (1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - (2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - (3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十七条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

（標識）

第二十条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

（案内設備）

第二十一条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

（案内設備までの経路）

第二十二条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

（増築等に関する適用範囲）

第二十三条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分（第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあつては、いずれか一の経路に係る部分）に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

- 二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- 四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- 六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

⑧高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抜粋）

（特定路外駐車場の設置等の届出）

- 第七条 法第十二条第一項本文の規定による届出は、第一号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。
- 一 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図
 - 二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図
 - イ 特定路外駐車場の区域
 - ロ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十二号）第二条第一項に規定する路外駐車場車椅子使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。）、路外駐車場移動等円滑化経路（同令第三条第一項に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。）その他の主要な施設
- 2 法第十二条第一項ただし書の主務省令で定める書面は、第二号様式により作成した届出書及び路外駐車場車椅子使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺二百分の一以上の平面図とする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

⑨移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（抜粋）

（路外駐車場車椅子使用者用駐車施設）

- 第二条 特定路外駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の路外駐車場車椅子使用者用駐車施設（車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、専ら道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）以外の自動車の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- 一 当該特定路外駐車場に設ける駐車施設（普通自動車の駐車のためのものに限る、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の数が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
 - 二 当該特定路外駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数
- 2 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
 - 二 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。
 - 三 次条第一項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
- （路外駐車場移動等円滑化経路）

第三条 路外駐車場車椅子利用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

2 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
- 二 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
- 三 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
 - ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
- 四 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
 - ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。
 - ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
 - ニ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

（特殊の装置）

第四条 前二条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前二条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

⑩犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針（抜粋）

第2 配慮すべき事項

3 駐車場及び駐輪場

犯罪の防止に配慮した駐車場及び駐輪場（以下、「駐車場等」という。）を普及させるため、次のような構造、設備等に配慮するよう努めるものとする。

(1) 周囲との区分

駐車場等の外周は、周囲からの見通しが確保されたフェンス、柵等により周囲と区分する。

(2) 見通しの確保

ア フェンス、柵等は道路等からの見通しの妨げにならない構造のものとする。

イ 見通しが悪く、死角になる箇所については、ミラーを設置する。

ウ 見通しを確保する補完設備として、防犯カメラを設置する。

(3) 照度の確保

ア 地下又は屋内の駐車場については、駐車用の供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保できるものとする。

イ 屋外の駐車場及び駐輪場については、夜間において人の行動を視認できるよう、床面において3ルクス以上の平均水平面照度を確保できるものとする。

ウ 照明が汚損する等により予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時点検する。

(4) 管理体制の充実等

ア 施設の規模等の必要性に応じて自動ゲート管理システムを設置し、又は管理人を配置し、車両の出入りを管理する。

イ 駐輪場内にはチェーン用バーラック（※2）、サイクルラック（※3）の設置等、自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講じたものとする。

ウ 駐輪場内の自転車等の整理、放置自転車等の撤去に努める。

(5) 広報啓発

駐車場等の設置者及び管理者は、当該駐車場等の利用者に対し、看板、張り紙等により防犯のための広報啓発を実施する。

(6) 防犯カメラ設置上の配慮事項

- ア 防犯カメラを設置する場合は、有効な監視体制のあり方を併せて検討する。また、防犯カメラの映像を録画する記録装置を設置する。
- イ 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置する。
- ウ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保したものとする。
- エ 防犯カメラを設置する場合は、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し、適切な措置を講ずるものとする。

(※2) チェーン用バーラック

自転車等駐輪場に固定されている金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車、オートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。

(※3) サイクルラック

チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

⑪岐阜県「妊婦・乳幼児連れ駐車場」マーク使用取扱要領

(目的)

第1条

この要領は、岐阜県が「子育てにやさしい社会づくり」の一環として取り組む「妊婦・乳幼児連れ駐車場」を表示するマーク（別記のとおり。以下、「マーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めます。

(使用対象)

第2条

マークは、岐阜県が行う「妊婦・乳幼児連れ駐車場」整備の取組に関する事業について使用できます。

(使用できる者)

第3条

マークを使用できる者は、岐阜県、岐阜県内の各市町村及び岐阜県内に所在する民間施設等で、「子育てにやさしい社会づくり」及び「妊婦・乳幼児連れ駐車場」整備の趣旨に賛同し、県が定める「妊婦・乳幼児連れ駐車場に係るガイドライン」に留意した駐車場を設置する者とします。

(使用時の取扱)

第4条

マークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守してください。

- (1) サイズを拡大・縮小する場合は、縦横の比率は変えない。
- (2) 原図のと通りの配色とする。
- (3) 使用者がマークのデザインを自己のものとして商標又は意匠に使用（登録）しない。

(使用料)

第5条

マークの使用料は無償とします。

(届け出)

第6条

マークを使用し駐車場を設置した場合は、様式1により岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課へ届け出てください。すでに設置した駐車場を変更する場合も同様とします。

(その他)

第7条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は県が定めます。

⑫妊婦・乳幼児連れ駐車場利用等に係るガイドライン

1.目的

このガイドラインは「子育てにやさしい、社会づくり」の取組の一環として行う、妊婦・乳幼児連れの方が優先的に駐車できるスペースの公共機関や民間施設等への設置及びその利用に関して、適正な運用を図るために必要な事項を定めます。

2.定義

「妊婦・乳幼児連れ駐車場」とは、県内の公共施設、民間施設等の駐車場において、各施設の設置・管理者により整備された、「3. 利用できる方の範囲」で定める対象となる方が優先的に駐車できるスペースをいいます。

3.利用できる方の範囲

「妊婦・乳幼児連れ駐車場」を優先的に利用できる方は、次のいずれかに該当する方とします。

- (1) 妊娠中の方
- (2) ベビーカーを使用している方など、おおむね3歳未満児までのお子さんを連れた方

なお、身障者用駐車場を使用している方も、身障者用駐車場に駐車が困難な場合は駐車することができます。

4.駐車場の設置

- (1) 「妊婦・乳幼児連れ駐車場」の設置場所は、施設の出入り口に近く、妊婦・乳幼児連れの方など利用者が利用しやすい場所に設置するものとします。
- (2) 「妊婦・乳幼児連れ駐車場」を設置する場合は、施設の設置・管理者は、別紙に定める「妊婦・乳幼児連れ駐車場」を表示するマーク（以下「マーク」といいます。）を、駐車スペースの見やすい場所に表示することとします。
- (3) マークの大きさは、身障者マークと同程度をのぞましい大きさとし、表示は、駐車スペースの地面に表示するのがのぞましいですが、地面表示が困難な場合は、適宜、看板設置により表示することとします。
- (4) 駐車スペースは、身障者用駐車場に準じて、幅3.5メートル以上確保するのがのぞましいですが、施設の実情に応じてベビーカーの乗降などを考慮した幅を確保することとします。

5.駐車場の管理

「妊婦・乳幼児連れ駐車場」の運用については、「子育て家庭にやさしい社会づくり」の一環として行う取組の趣旨を理解の上、施設の設置・管理者により適正に行うこととします。

6.周知

- (1) 県は、「妊婦・乳幼児連れ駐車場」整備の推進を図るため、県内の整備状況などの積極的な周知に努めます。
- (2) 県および「妊婦・乳幼児連れ駐車場」の設置・管理者は、「妊婦・乳幼児連れ駐車場」の適正な利用について、周知に努めることとします。

7.その他

このガイドラインで定めるもののほか、必要な事項は県が定めることとします。

路外駐車場の設置・変更等の届出に関する手引き

平成27年10月作成

令和 2年 8月改正

令和 4年12月改正

令和 7年 6月改定

〒506-8555

高山市花岡町2丁目18番地

高山市 都市政策部 都市計画課

T E L : 0577-57-7444